

平成24年度愛知県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

1. 開催日時

平成24年10月16日（火） 午前10時30分から正午まで

2. 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 会議室801

3. 議 事

(1) 開会のご挨拶（座長）

平成21年に施行された海岸漂着物処理推進法に基づき、この協議会は平成22年10月28日に設置された。

この協議会の大きな役割は「愛知県海岸漂着物地域対策推進地域計画」を作成することであったが、この地域計画は昨年8月に作成された。今後、この協議会は海岸漂着物の処理に関する連絡調整が主となると考える。幸い23年度まで国の財政措置である地域グリーンニューディール基金でごみ処理を進めることができたが、今年度は財政措置がないので、今後、どのように進めていくか考えなくてはならない。

また、法律では、処理だけではなく、発生源の対策も進めていくことになっており、山、流域などを考え、他県との連携も必要と思われる。

ごみの問題は県民の関心も高く、この協議会の役割は重要と考えている。今日は忌憚のない意見をお願いしたい。

(2) 議 題

ア 愛知県海岸漂着物対策推進協議会設置要領について

資料1-1及び1-2に基づき、事務局より愛知県海岸漂着物対策推進協議会設置要領の一部修正及び傍聴に関する要領（案）を説明し、原案通り了承された。

イ 地域グリーンニューディール基金を活用した海岸清掃について

(ア) 地域グリーンニューディール基金を活用した海岸清掃実績について

資料2-1に基づき、事務局より平成22年度及び23年度に実施した海岸清掃実績を説明

(イ) 国への要請状況について

資料2-2に基づき、事務局より国への要請状況を説明

(ウ) 海岸漂着物処理事業費補助金（環境省概算要求）について

資料2-3に基づき、事務局より海岸漂着物処理事業費補助金（平成25年度環境省概算予算要求）を説明

(エ) 事例発表（西尾市、南知多町）

資料2-4に基づき、西尾市より海岸清掃実績の事例を発表

資料2-5に基づき、南知多町より海岸清掃実績の事例を発表

質疑応答

発言者	発言概要
委員（資源循環推進監）	南知多町の発表の中で、回収した流木を切断してリサイクル業者にもっていくとのことだが、海岸漂着物は塩分などを多く含む。リサイクル業者にお願いする中で、塩分などについて業者からどのようなお願いがあったか。
委員（南知多町）	業者が受け入れるにあたって、特に厳しい基準があったとは聞いていない。
委員（水産課）	23年度までは離島以外も補助対象であったが、離島以外は補助の対象ではないという理解で良いか。
事務局	確認したところ、離島以外は補助対象から外れるとのことであった。
委員（宮崎町内会）	国への要請状況について、どこが、どこへ出したものか。
事務局	愛知県が、環境省、農林水産省、国土交通省に要請したものである。
委員（宮崎町内会）	愛知県単独で、何か補助する制度はあるか。
事務局	建設部が所管している制度に、ボランティアへの補助や市町が一括事業化した際に県が半額を負担する制度がある。 財政措置がない間は、このような既存制度を活用していただきたいと考える。
座長	環境省が概算予算要求している金額は全国で1億円か。
事務局	全国で1億円となっている。半額補助で1億円なので、2億円規模の事業が対象となる。

発言者	発言概要
座長	検討会の運営費用はつくのか。
事務局	対象となっているが、検討会の運営は直営で行うことが多いので、1億円の多くは回収・処理事業と考えられる。
座長	西尾市は重さで集計しているが、南知多町は体積で集計している。なぜ、集計方法に違いが出てくるのか。
委員（西尾市）	4tコンテナを一杯にして、それで4tとして把握している。
座長	南知多町の事例では単位重量当たりの金額が高くなっているが、これらの多くは運搬に要する経費か。西尾市と比べ高い。島から南知多町に運ぶのに要する経費か。
委員（南知多町）	フェリー代が高く、運搬費に多くの費用を要している。
委員（蒲郡市 530 運動推進協議会）	西尾市が地元町内会に委託した業務について、具体的にどのように町内会は対応していたかご教授いただきたい。
委員（西尾市）	<p>恵比寿海岸は人工海岸であり、地元にとって自分たちのものという意識が強い海岸である。</p> <p>そういった背景の中、宮崎町内会では軽トラを改造したキャタピラを持っているので、それを用いてコンテナまで運んでいる。既にそういった仕組みができていた。</p>
座長	地域グリーンニューディール基金がなくなったが、どのように対応しているのか。
委員（西尾市）	重要な観光地であるので、ほぼ同内容のペースで清掃活動を続けている。地域グリーンニューディール基金を活用した後に、予算を増やすのは厳しい状況であった。
委員（南知多町）	普段は、地元区、環境団体、観光協会、小中学校等の清掃活動に依存している。災害で流れ着いたものには、管理者である県の建設部からの負担制度を使っている。
委員（河川課）	<p>海岸管理者としては、台風などの異常気象などで流木などが漂着し、市町村がそれらを回収・処理をする場合に1/2を負担する制度を平成19年度から実施している。</p> <p>今年も南知多町、美浜町、常滑市からこの制度を活用したいと申込みがあった。昨年も南知多町で実績があった。</p>

発言者	発言概要
	<p>また、ボランティア活動に対する1人当たり150円の報償費制度も従前から実施している。</p> <p>是非、ご活用いただきたい。詳細は、海岸を担当している建設事務所に問い合わせいただければ対応させていただきます。</p>
委員（西尾市）	災害だけが対象か。
委員（河川課）	要綱上は、異常気象等により、流木やごみが市町単位で60m ³ 以上漂着しており、それを回収・処理する場合となる。
事務局	波が高い日があったなども対象になるのか。
委員（河川課）	発生時の状況により判断することになる。
委員（西尾市）	ボランティアに関する補助について、規模の認定要件は。
委員（河川課）	10名以上が要件になる。
座長	国へ要請するときも、各自治体の事業実績を示すものがないと、中々お金はもらえないと思う。
委員（宮崎町内会）	<p>恵比寿海岸に関する清掃について、3名は専門部隊で行っている。夏場には我々役員が補助で行っている。</p> <p>800円から900円ぐらいの時給で行っており、役員は無償。</p>
座長	年間を通して行っているのか。
委員（西尾市）	夏場は多め、少ないときで週1回程度実施した。
委員（宮崎町内会）	夏場は毎日実施した。
座長	いつ頃にごみがたまったなどのデータは蓄積されているのか。
委員（西尾市）	報告をいただいているのでごみ量は把握している。夏場に台風がきた時や、アオサが発生した時に量が増える。
委員（宮崎町内会）	今年是比较的アオサの発生は少なかった。
座長	市民団体などが清掃活動に力を入れて、盛り上がっている。こういったものをうまく行政が支援していくといいと考える。

ウ 平成24年度海岸漂着物調査計画（案）について

資料3に基づき、事務局より平成24年度海岸漂着物調査計画（案）を説明

質疑応答

発言者	発言概要
座長	自前で行うのか。また、ごみの分類は昨年度と同様に行えるのか。
事務局	自前で行う。蒲郡市や田原市にも支援を依頼し、承諾をいただいている。 昨年、調査を行った職員が残っているので、調査前にその職員から調査員に対し、調査のノウハウを伝えた上で実施する。
座長	昨年度は委託で行っていたのではないか。
事務局	矢作川と乙川は委託により行ったが、その他の河川は県職員と市町の協力を得て実施した。

エ 海岸漂着物対策検討会について

資料4-1及び4-2に基づき、事務局より海岸漂着物対策検討会を説明

質疑応答

発言者	発言概要
委員（井村教授）	検討会が調査を実施する中で、我々の生活で出すごみが、どれだけ海岸に漂着しているかが調査で明らかになると、良いメッセージになると思う。
事務局	いただいた調査に関する意見は検討会に伝えさせていただく。
座長	発生源が認識できる調査になるといい。
座長	国土交通省が設置した矢作川流域懇談会では、山・川・海の連携を図ろうとしている。その中の議論では、流木など自然系のごみは漁業に影響を与えるといった話がある。流域のつながりを考える中でごみは分かりやすいということもあり、今、取り組んでいる。この協議会もこの懇談会と積極的に連携していくと良いと考える。

3 閉 会